

対内直接投資等の 規制の見直し

制度調査部
金本 悠希

大量破壊兵器関連汎用品の製造業等、事前届出義務が課される業種を整備

【要約】

外為法に基づく「対内直接投資等に関する政令」等が改正され、2007年9月28日から施行される。

対内直接投資等のうち一定のものには、安全保障等の観点から事前届出義務が課され、審査が行われる。そして、審査の結果必要な場合には、投資内容の変更又は中止を勧告・命令されうる。

今回の規制の見直しにより、大量破壊兵器関連汎用品の製造業など、事前届出義務が課される業種が整備された。また、対象会社が該当業種を行っている場合だけでなく、その子会社が該当業種を行っている場合についても一定の範囲で事前届出義務の対象とされた。

外国投資家が、上場会社の10%以上の株式を取得する場合も対内直接投資等に含まれるため、事前届出義務が課される範囲が拡大されることによって、一定の影響が与えられると予想される。

< 目次 >

1. はじめに	4. 対内直接投資等の具体的な規制
2. 外為法の対内直接投資等の規制の概要	()事前届出義務が課される範囲
(1)事前届出義務	(1)外国投資家の範囲
(2)事後報告義務	(2)「対内直接投資等」
3. 規制の見直しのポイント	(3)政令除外規定
(1)事前届出業種の見直し	(4)政令指定審査対象
安全保障上重要な技術の流出防止	1号業種
防衛生産・技術基盤の維持	2号業種
(2)対象取引の見直し	3号業種
規制対象に追加する取引類型	()届出の様式
規制対象から除外する取引類型	「別紙様式第一」
(3)行政手続の見直し	<資料>「輸出貿易管理令 別表第一(抄)」
報告徴求手続の整備	(以上、本レポート)
届出様式の整備	
(以上、前レポート)	

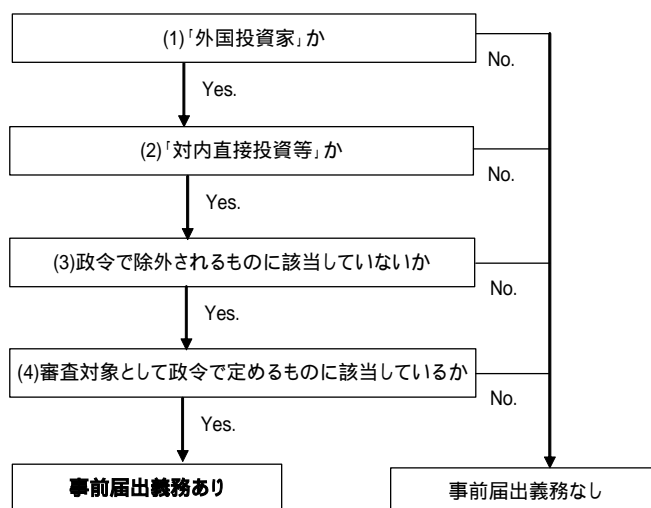
(注) 本稿は、拙稿「対内直接投資等の規制の見直し」の続編である。



4 . 対内直接投資等の具体的な規制

() 事前届出義務が課される範囲

事前届出義務が課されるのは、「外国投資家」が行う、政令で定めるものを除く一定の「対内直接投資等」のうち、審査が必要となるおそれがあるものとして政令で定めるものである（外為法 27 条 1 項）。



(1) 外国投資家の範囲

2 . で述べたように、一定の対内直接投資等を行う「外国投資家」は、あらかじめ財務大臣及び事業所管大臣に届出なければならない（外為法 27 条 1 項）。

この事前届出義務が課される「外国投資家」は、以下の者である（外為法 26 条 1 項）。

非居住者である個人

外国法令に基づく法人等¹

または が、直接、あるいは他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定める議決権²の数が、総議決権の 50% 以上に相当する会社

以下のいずれかをみたす、法人その他の団体

- a. が役員³の過半数を占めるもの
- b. が代表権を有する役員の過半数を占めるもの

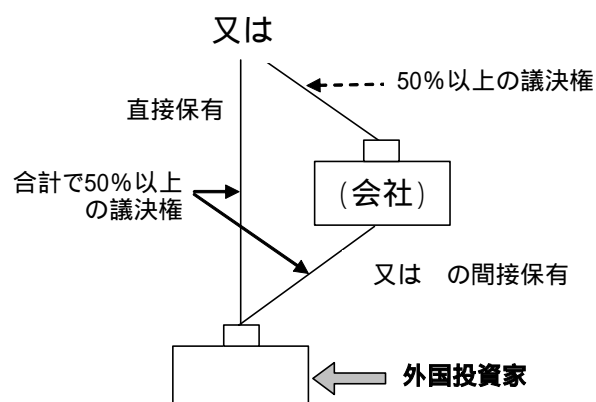
¹ 厳密には、「外国法令に基づいて設立された法人その他の団体や、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体」と定義されている（外為法 26 条 1 項 2 号）。

² 株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む（外為法 26 条 1 項 3 号）。

³ 取締役その他これに準ずるもの（外為法 26 条 1 項 4 号）。

により、外国籍の個人でも日本に居住していれば、「外国投資家」には該当しない。また、により、法人格を持たない団体も「外国投資家」に該当しうる（注1参照）。

の「他の会社を通じて間接に保有されるものとして政令で定める議決権の数」は、またはの出資比率が50%以上の会社が直接に保有する議決権の数である（改正対内直接投資等に関する政令（以下、改正直投政令）2条1項）。よって、は下図のような場合を指す。



たとえば、外国法人が日本に有する100%子会社が該当し、また、外国法人単独では50%未満の議決権しかないが、その子会社と合計すると50%以上の議決権を持つ場合等も該当する。

は、が役員の過半数を占めている会社などが該当する。しかし、その場合だけでなく、bの規定により、が役員の半数以下でも、代表権のある役員が一人で、それがである場合なども「外国投資家」に該当することとなる。

(2) 「対内直接投資等」

「対内直接投資等」は、以下の場合をさす（外為法26条2項、改正直投政令2条3項～9項、改正直投命令2条1項）。

以下の場合を除く、会社の株式・持分の取得⁴

「外国投資家」からの譲受け

上場会社等⁵の株式の取得

非居住者個人が、非居住者となる以前から引き続き有する上場会社等以外の株式・持分の「外国投資家」に対する譲渡

上場会社等の株式の取得のうち、以下のもの

a. 発行済株式総数の10%以上を取得しようとする場合

⁴ 「外国投資家」からの譲受によるものを除く（外為法26条2項1号）。

⁵ 店頭売買株式を含む（改正直投政令2条3項）。

b. 取得後の所有株式が、「特別関係者」の所有分と合わせて、発行済株式総数の 10%以上となる場合

会社の事業目的の実質的な変更に関する同意⁶

日本における、一定の業種の支店等の設置等⁷

日本に主たる事務所を有する法人に対する 1 年超の 1 億円超の貸付⁸で以下の金額を超える場合

{ 負債額の 50% - (貸付残高 + その貸付者保有の私募債) } (マイナスであれば 0)⁹

会社の発行する社債の、私募¹⁰による取得¹¹

特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得

ここに規定されているように、「対内直接投資等」にはさまざまな行為が該当する。しかし、上場会社の株式の取得という観点からは、基本的に が問題となると考えられる。

上場会社等の株式の取得のうち、以下のもの

a. 発行済株式総数の 10%以上を取得しようとする場合

b. 取得後の所有株式が、「特別関係者」の所有分と合わせて、発行済株式総数の 10%以上となる場合

b の「特別関係者」について、今回以下のような改正がなされた（太字下線部分が改正箇所）（改正直投政令 2 条 4 項）。

改正後	改正前
（現行どおり）	株式取得者により総株主又は総社員の議決権の数（以下この項及び第五条第一項第一号二において「総議決権」という。）の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等
株式取得者及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する	前号に掲げる法人等により総議決権の全部 を直接に保有されている法人等

⁶ 株式会社の場合は、その株式会社の総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有するものが行う同意に限る。

⁷ 日本にある支店等の種類や事業目的の実質的な変更を含み、「外国投資家」の または (4 . () (1) 参照) が行う、銀行・保険業・証券業・信託業・電気ガス事業の支店等の設置・変更に限る（外為法 26 条 2 項 5 号、改正直投政令 2 条 6 項）。

⁸ ただし、銀行等が業務として行う貸付、「外国投資家」の または (4 . () (1) 参照) が円建てで行う貸付は除く（外為法 26 条 2 項 6 号）。

⁹ これに該当する場合は、要するに、貸付後の貸付者の合計貸付額（私募債も含む）が、貸付先法人の負債額の 50% 超となる場合である。

¹⁰ 募集が「外国投資家」のうち特定のものに対してされるもの（改正直投政令 2 条 9 項）。

¹¹ 銀行が業として行う社債の取得や、「外国投資家」の または (4 . () (1) 参照) による円建社債の取得や、取得日から元本償還日までの期間が 1 年以下である社債の取得などを除く（改正直投政令 2 条 9 項）。

議決権の数を直接に保有されている法人等（前号に掲げるものを除く。）

株式取得者が法人等である場合において当該株式取得者の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前二号に掲げるものを除く。）

株式取得者が法人等である場合において、当該株式取得者の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者の議決権の数と当該法人等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等が直接に保有している当該株式取得者の議決権の数を合算した数が当該株式取得者の総議決権の百分の五十以上となるときにおける当該株式取得者の総議決権の百分の五十未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）

前二号に掲げる法人等の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等（前各号に掲げるものを除く。）

前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

第五号に掲げる法人等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

第三号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）

第一号に掲げる法人等（株式取得者によりその総議決権の全部を直接に保有されているものに限る。）により総議決権の百分の五十以上百分の百未満に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等
株式取得者が法人等である場合において当該株式取得者の総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有している法人等

前号に掲げる法人等の総議決権の全部を直接に保有している法人等

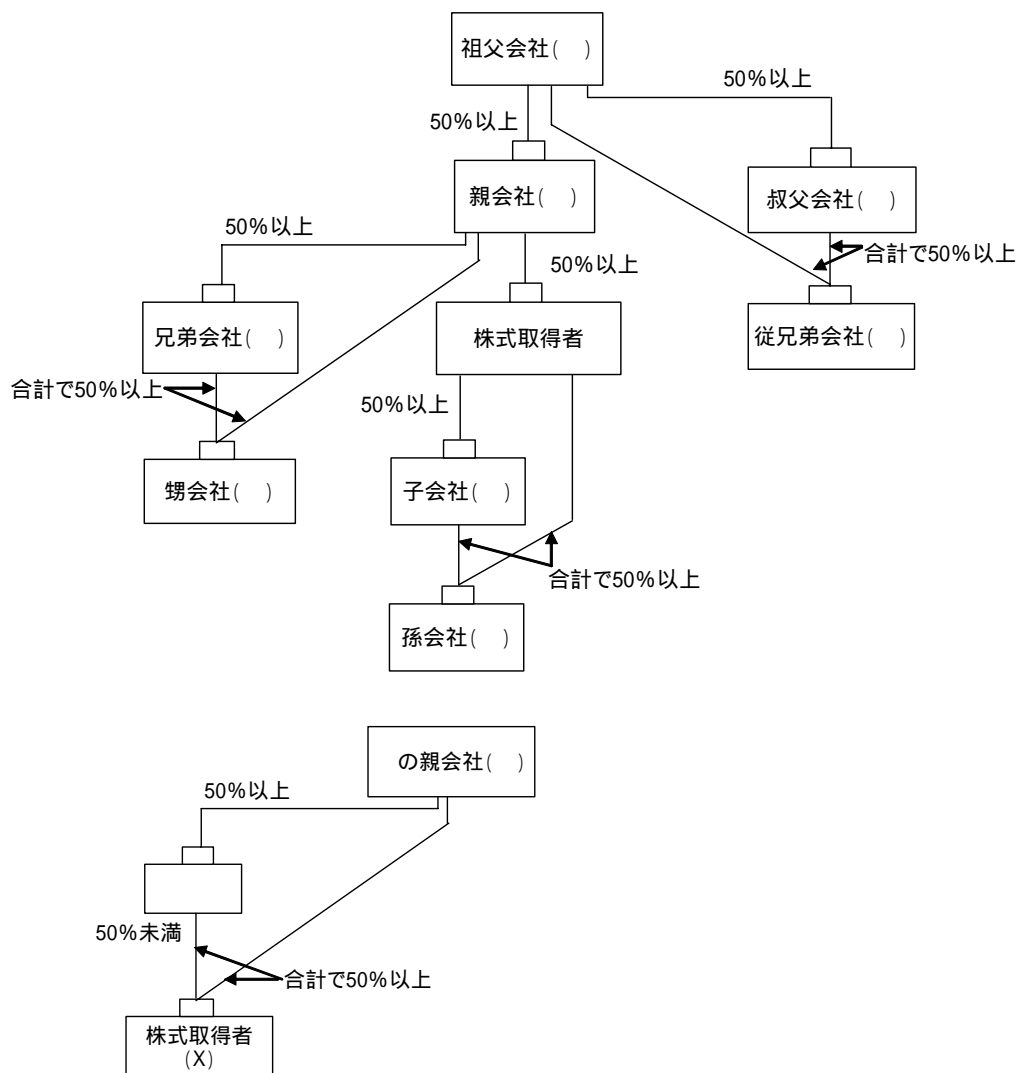
第四号に掲げる法人等（株式取得者の総議決権の全部を直接に保有しているものに限る。）の総議決権の百分の五十以上百分の百未満に相当する議決権の数を直接に保有している法人等

第四号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等

前三号に掲げる法人等のいずれかにより総議決権の全部を直接に保有されている法人等

<p><u>第三号に掲げる法人等及び前号に掲げる法人等により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人等（前各号に掲げるものを除く。）</u></p> <p>__（現行どおり）</p> <p>__前号に掲げる者が役員^{の過半数を占めている法人等}（<u>第一号から第九号までに掲げるものを除く。</u>）</p> <p>__（現行どおり）</p> <p>__（現行どおり）</p> <p>__株式取得者が我が国以外の国（その一部である地域を含む。）の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの（<u>第一号から第九号まで及び第十一号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p><u>株式取得者が、上場会社等の株式を保有する他の非居住者である個人又は法人等と共同して当該上場会社等の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合における当該他の非居住者である個人又は法人等</u>（前各号に掲げるものを除く。）</p>	<p>（新設）</p> <p>__株式取得者（法人等に限る。）の役員（取締役その他これに準ずるものをいう。以下この項において同じ。）及び前各号に掲げる法人等の役員</p> <p>__前号に掲げる者が役員^{の過半数を占めている法人等}</p> <p>__株式取得者の配偶者</p> <p>__株式取得者の直系血族</p> <p>__株式取得者が我が国以外の国（その一部である地域を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるものである場合における当該国の他の政府機関若しくは公共団体又はこれらに準ずるもの</p> <p>（新設）</p>
--	---

～ の、資本関係に基づく「特別関係者」を図示すると、以下のようになる（カッコ内の数字は該当号数を表す）。



(注) は株式取得者が法人等である場合。なお、図表中の「親会社」「子会社」「祖父会社」「兄弟会社」などの表現は、分かりやすくするために表記したものであり、「特別関係者」に該当するか否かは、上の定義規定に該当するかを検討しなければならない。

今回の直投政令の改正により、～ の資本関係に基づく特別関係者の規定が整備され、のよう
に、議決権を共同で行使することを合意している者も特別関係者に追加された。

(3) 政令除外規定

(2)の「対内直接投資等」のうち、「相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるもの」は、事前届出義務の対象から除外されている（外為法27条1項）。

この「相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるもの」について、以下のような改正がなされた（太字下線部分が改正箇所）（改正直投政令3条1項）。

改正後	改正前
(現行どおり)	相続又は遺贈による会社の株式又は持分の取得
(現行どおり)	上場会社等以外の会社(次号及び第三号において「非上場会社」という。)の株式又は持分を所有する法人の合併により合併後存続する法人又は新たに設立される法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得
__ (現行どおり)	<u>第2</u> 非上場会社の株式又は持分を所有する法人の分割により分割後新たに設立される法人又は事業を承継する法人が当該株式又は持分を取得する場合における当該取得
__ (現行どおり)	__ 非上場会社の株式又は持分の取得(当該取得に係る当該非上場会社の株式の数若しくは出資の金額(以下この号において「株式等」という。)の当該非上場会社の発行済株式の総数若しくは出資の金額の総額(以下この号において「発行済株式等」という。)に占める割合又は当該取得をしたものが当該取得の後において所有することとなる当該非上場会社の株式等と当該取得をしたものを前条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人若しくは法人等が所有する当該非上場会社の株式等とを合計した株式等の当該非上場会社の発行済株式等に占める割合が百分の十以上となる場合の当該取得を除く。)であって、次項各号に掲げる対内直接投資等に該当する非上場会社の株式又は持分の取得(上場会社等の株式に準ずるものとして主務省令で定める株式の取得を除く。)以外のもの
__ 株式の分割 <u>又は併合</u> により発行される新株の取得 (削る)	__ 株式の分割、 <u>併合又は転換</u> により発行される新株の取得 <u>上場会社等の外国における発行又は募集に係る株式の外国における取得</u>

<p><u>法第二十六条第一項第三号に掲げるもの</u> <u>のうち上場会社等であって、当該上場会社</u> <u>等の各株主(外国法人等又は他の会社に限</u> <u>る。)</u>が直接に保有する当該上場会社等の <u>株式の数(当該株主を前条第四項の株式取</u> <u>得者とした場合に同項各号に掲げるもの</u> <u>に該当することとなる非居住者である個</u> <u>人又は法人等が保有する当該株式の数を</u> <u>含む。)</u>の当該上場会社等の発行済株式の <u>総数に占める割合のいずれもが百分の十</u> <u>未満であるもの</u>が行う法第二十六条第二 <u>項第一号、第三号、第四号若しくは第六号</u> <u>に掲げる行為又は前条第九項各号に掲げ</u> <u>る行為</u> (現行どおり)</p>	<p><u>上場会社等の外国における発行又は募集</u> <u>に係る新株予約権付社債又は新株予約権</u> <u>証券に係る新株予約権の行使により発行</u> <u>される新株又は当該会社の有する自己株</u> <u>式の取得</u></p> <p>前各号に掲げるもののほか、主務省令で定 める行為</p>
---	--

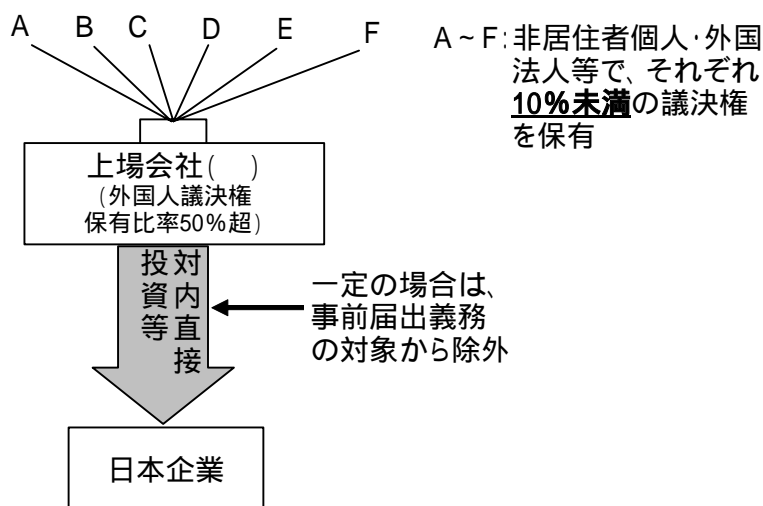
この改正のポイントは、以下の点である。

まず、株式の転換によって発行される新株の取得も、事前届出義務の対象となりうることとなった(上記改正後 参照)。

つぎに、外国における上場会社等¹²の株式の取得や、外国で発行した新株予約権付社債の新株予約権の行使によって発行された株式の取得なども、事前届出義務の対象となりうることとなった(上記改正前 削除)。

また、外国人議決権保有比率が50%以上の上場会社でも、特定の外国投資家に10%以上発行済株式を保有されていないものを行う一定の「対内直接投資等」は、事前届出義務の対象から除外されることとなった(上記改正後 参照)。

¹² 日本の証券取引所に上場している株式、又は日本の証券業協会の店頭売買株式の発行会社(改正前直投政令2条4項、外為法26条2項1号、改正前直投政令2条3項)。



()日本の証券取引所に上場している会社。

(4) 政令指定審査対象

(2)の「対内直接投資等」から、(3)により規定されるものを除いたもののうち、外為法27条「第三項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるもの」を行おうとするときは、事前届出義務が課される(外為法27条1項)。

この「第三項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるもの」について、以下の改正がなされた(改正直投政令3条2項)。

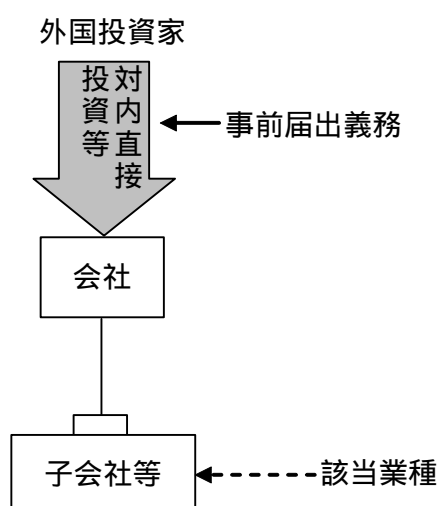
改正後	改正前
<p>イ又は口のいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等(<u>法第二十六条第二項第一号から第四号まで及び前条第九項第一号に掲げる対内直接投資等</u>にあっては、<u>これらの規定に規定する会社の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいい、本邦にあるものに限る。以下同じ。)</u>並びに当該会社が財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等として主務省令で定めるもの(子会社を除く。))が当該主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合を含む。)</p> <p>イ (現行どおり)</p>	<p>イ又は口のいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種に係る対内直接投資等(<u>法第二十六条第二項第六号に掲げる対内直接投資等</u>にあっては、<u>十億円に相当する額未満の金銭の貸付けを除く。</u>)</p> <p>イ 国の安全を損ない、公の秩序の維持を</p>

<p>□ (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種</p> <p>□ 我が国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第二条bの規定に基づき留保している対内直接投資等に係る業種</p> <p>法第二十七条第三項第二号に掲げる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして主務省令で定める対内直接投資等</p> <p>外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定による財務大臣の指定に係る資本取引に当たるおそれがあるものとして主務省令で定める対内直接投資等</p>
--	---

この改正のポイントは次の点である。

改正前は、対内直接投資等を行っている会社が該当業種を行っている場合に事前届出義務の対象であった。

しかし、今回の改正によって、対内直接投資等を行っている会社の子会社等¹³が該当業種を行っている場合にも、事前届出義務の対象とされることとなった（改正後 かつこ書き参照）。



以下、改正直投政令3条2項1号、2号、3号が定める業種について説明する。

¹³ その会社あるいはその子会社（会社法2条3号）が総議決権の50%を保有する、株主又は社員の数が2人である会社（改正直投命令3条4項）

1号指定業種

改正直投政令3条2項1号「イ又はロのいずれかに該当する業種として主務省令で定める業種」で定める業種は、改正「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」で以下のように定められている(改正直投命令3条3項、改正対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件)。

改正後	改正前
別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種(別表第一に掲げる業種を除く。)に該当しない業種(別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。)	別表第一に掲げる業種に該当する業種及び別表第二に掲げる業種に該当しない業種(別表第一に掲げる業種を除く。)

これらの別表は、改正前の別表第一が改正後の別表第二におおむね対応し、改正前の別表第二が改正後の別表第三に対応している。

改正後の別表第一が今回改正されたポイントの一つで、以下の業種¹⁴が事前届出義務の対象となることが明確化された。

大量破壊兵器関連汎用品の製造業

通常兵器関連販用品のうち特に機微性が高い一部の製品の製造業

武器・航空機・人工衛星等を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

この「別表第一」では、具体的には以下の業種が定められている。

次に掲げる物の製造業

- イ 武器又は武器の使用を支援するための活動(輸送、通信、補給、救援若しくは搜索を含む。)若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物
- ロ 航空機
- ハ 人工衛星(地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。以下同じ。)、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料
- ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質
- ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、こ

¹⁴ これらの業種は、既に改正前の別表第一に該当すると考えられる条項が存在したが(核燃料製造業、航空機製造業、航空機産業・武器産業・原子力産業・宇宙開発産業に係る電子計算機・同附属装置製造業などは改正前の別表第一で既に規定されていた)、今回の改正で業種がより具体的に規定されることで、事前届出義務の対象となるかどうかにより明確になった。

これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

イからホまでに掲げる物に係る機械修理業

イ又はロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業
人工衛星、ロケット又はこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の二から四までの項に掲げるものの製造業

輸出貿易管理令別表第一の五の項(三)、(五)から(八)まで、(十四)、(十六)若しくは(十八)、六の項(一)から(四)まで、(六)若しくは(七)、七の項(一)、(六)、(七)、(九)若しくは(十六)から(十九)まで、八の項の中欄、九の項(一)、(三)若しくは(六)から(十一)まで、一〇の項(一)から(四)まで、(六)、(七)、(九)若しくは(十一)、一二の項(一)、(二)、(五)若しくは(六)、一三の項(五)又は一五の項の中欄に掲げるものの製造業

上記 に該当する製造業は、具体的には後掲「輸出貿易管理令 別表第一(抄)」を参照。

つぎに、「別表第二」には、農林水産業、石油業、海運業、電力・ガス・熱供給・水道業、通信業、放送業、鉄道業などさまざまな業種が規定されている¹⁵。しかし、改正後の別表第二は、改正後の別表第一に該当する業種が抜き出された点以外は、改正前の別表第一と大きな変更はないと考えられる。

また、事前届出義務がない業種を明確化する、改正後の別表第三は、改正前の別表第二とほぼ同じ業種¹⁶を指定しており、基本的な改正はないと考えられる。

2号業種

改正直投政令3条2項2号で定める業種は、改正直投命令の別表第一に掲げる国・地域以外の国・地域の外国投資家により行われる一定の対内直接投資等¹⁷である。

これは、具体的には、リビア、イラク、北朝鮮などの非居住者個人による対内直接投資等が該当する。

3号業種

¹⁵ 多数の業種が指定されているのでここでは割愛する。経済産業省のHP (<http://www.meti.go.jp/press/20070907001/20070907001.html>) 参照。

¹⁶ 改正後の別表第三には、「1791 火薬類製造業」が新たに追加されている。非常に多数の業種が指定されているのでここでは割愛する。注22のHP参照。

¹⁷ 外為法26条1項3号・4号に該当する外国投資家が行うものを除く(改正直投命令3条4項)。

この3号業種は、実際には指定がなされていない(改正直投命令)。

()届出の様式

事前届出の様式は、改正直投命令で様式が定められている。

対内直接投資等のうち、上場会社等の株式の取得(4.()(2))に該当する場合は、以下の別紙様式第一によって事前届出を行わなければならない(他の様式はここでは割愛する)。

今回の改正により、別紙様式第一において、投資目的に関する事項、投資先企業(その連結子会社等を含む)の事業等に関する事項についても記載項目が整備された。

別紙様式第一

根拠法規:対内直接投資等
に関する命令

株式
持分 の取得に関する届出書
年 月 日

殿
(日本銀行経由)

届 出 者	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名		
	住所又は主たる 事務所の所在地		国籍		
	職業又は営んで いる事業の内容		資本金		
	届出者となる法的根拠 (該当分に)		イ 非居住者個人 ロ 外国法人等 ハ イ及びロが直 接、間接に議決権の50%以上を保有している会社 ニ イ が役員数の過半数を占める本邦法人等 ホ イ~ニのために 同意するもの		
	代 理 人	氏名又は名称及び 代表者の氏名		記名押印又は署名	
		住所又は主たる 事務所の所在地			
事務上の連絡先 (担当者電話)					

下記のとおり届出します。

1 発 行 会 社	(1)名称		
	(2)本店の所在地		
	(3)定款上の事業目的		
	(4)資本金 (払込資本)	取得前又は設立時 取得後	円(株(口)) 円(株(口))
	(5)外資比率	取得後の外資比率	% (取得前 %)
	(6)事前届出業種に該当す る理由		
	(7)事前届出業種に該当す る連結子会社等がある ときは、当該連結子会 社等に関する事項		

2 取得しようとする株式 (持分)	(1)上場、非上場の区分 (該当分に)	イ 上場銘柄	ロ 店頭売買銘柄	ハ その他
	(2)取得の様態			
	(3)数量、取得価額等	数量 取得価額 取得後の出資比率 取得後の議決権比率	株(口) 円(一株(口)当たり) %(取得前の比率) %(取得前の比率)	円) %) %)
	(4)取得の時期			
	(5)支払の時期			
	(6)取得の相手方	氏名又は名称 住所又は主たる 事務所の所在地 譲渡数量		
3 取得目的等	(1)取得目的			
	(2)取得に伴う経営関与の方法			
	(3)取得後の事業計画			
	(4)事前届出業種に該当する事業の取扱い			
4 届出者の事業方針等に影響を及ぼす者	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	国籍			
	職業又は営んでい る事業の内容			
	資本金			
	届出者との関係			
5 届出時に届出者と特別の関係にあるもの(対内直接投資等に関する政令第2条第4項に掲げるもの)	氏名又は名称及び 代表者の氏名			
	住所又は主たる 事務所の所在地			
	国籍			
	職業又は営んでい る事業の内容			
	資本金			
	届出者との関係			
	数量	株(口)		
	出資比率	%		
6 その他の事項				

届出受理年月日 及び受理番号	
-------------------	--

1 財務大臣及び事業所管大臣の記入欄

事 項	年月日及び記名押印
本届出に係る行為は、 年 月 日から行うことができる。	

< 参照 >

輸出貿易管理令 別表第一（抄）

- 二 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの
- (一) 核燃料物質又は核原料物質
 - (二) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置
 - (三) 重水素又は重水素化合物
 - (四) 人造黒鉛（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
 - (五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置
 - (六) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置
 - (七) ウランの同位元素の分離用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品（（三十一）に掲げるものを除く。）
 - (八) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品
 - (九) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属
 - (十) 重水素若しくは重水素化合物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置
 - (十の二) 三酸化ウラン、六ふっ化ウラン、二酸化ウラン、四ふっ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化プルトニウム、しゅう酸プルトニウム、過酸化プルトニウム、三ふっ化プルトニウム、四ふっ化プルトニウム若しくは金属プルトニウムの製造用の装置若しくはその附属装置又はこれらの部分品
 - (十一) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
 - (十二) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの
 - 1 数値制御を行うことができる工作機械
 - 2 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）
 - (十三) 誘導炉、アーク炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの附属装置
 - (十四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは制御装置（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
 - (十五) ロボットであって、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
 - 1 防爆構造のもの
 - 2 放射線による影響を防止するように設計したもの
 - (十六) 振動試験装置又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
 - (十七) ガス遠心分離機のロータに用いられる構造材料であって、次に掲げるもの（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
 - 1 アルミニウム合金
 - 2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品
 - 3 マルエージング鋼

4 チタン合金

- (十八) ベリリウム若しくはベリリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く。)
- (十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質((一)に掲げるものを除く。)
- (二十) ほう素一〇
- (二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質
- (二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつば
- (二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十五) タングステン、タングステン炭化物又はタングステン合金の一次製品(円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合わせたものに限る。)
- (二十六) ジルコニウム若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
- (二十七) ふっ素製造用の電解槽
- (二十八) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品
- (二十九) 遠心力式釣合い試験機(一面釣合い試験機を除く。)
- (三十) フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは制御装置
- (三十一) ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器
- (三十二) 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源
- (三十三) 六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた圧力計又はペローズ弁(三の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石
- (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ(三の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (三十六) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- (三十七) 電子加速器又はフラッシュ放電型のエックス線装置(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (三十八) 発射体を用いる衝撃試験機
- (三十九) 機械式若しくは電子式のストリークカメラ若しくはフレーミングカメラ又はこれらの部分品
- (四十) 流体の速度を測定するための干渉計、マンガニンをを用いた圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器
- (四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であって、次に掲げるもの
- 1 三個以上の電極を有する冷陰極管

- 2 トリガー火花間げき
 - 3 高速度で大電流のスイッチングを行う機能を有する組立品
 - 4 パルス用コンデンサ
 - 5 パルス発生器
 - 6 キセノンせん光ランプの発光装置
- (四十二) 陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管
- (四十三) トリチウムと重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置
- (四十四) 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター
- (四十五) 放射線を遮へいするように設計した窓又はその窓枠
- (四十六) 放射線による影響を防止するように設計したテレビカメラ又はそのレンズ
- (四十七) トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物
- (四十八) トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置
- (四十九) 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒
- (五十) ヘリウム三

三

- (一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの
- (二) 次に掲げる貨物であって、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの
- 1 反応器
 - 2 貯蔵容器
 - 3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品
 - 4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品
 - 5 充てん用の機械
 - 6 かくはん機又はその部分品
 - 7 弁又はその部分品
 - 8 多重管
 - 9 ポンプ又はその部分品
 - 10 焼却装置
 - 11 空気中の物質を検知する装置又は検出器

三の二

- (一) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であって、経済産業省令で定めるもの
- (二) 次に掲げる貨物であって、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの
- 1 物理的封じ込めに用いられる装置
 - 2 発酵槽

- 3 遠心分離機
- 4 クロスフローろ過用の装置又はその部分品
- 5 凍結乾燥器
- 6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置
- 7 粒子状物質の吸入の試験用の装置
- 8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品

四 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ。)、試験装置若しくはこれらの部分品
 - (一の二) 無人航空機
 - (二) 多段ロケットの各段、再突入機若しくはその部分品、誘導装置若しくは推力の方向を制御する装置又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
 - (三) 推進装置であって、次に掲げるもの若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材若しくは多段ロケットの切離し装置若しくは段間継手又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置若しくはこれらの部分品
 - 1 ロケット推進装置
 - 2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン又は複合サイクルエンジン
 - (四) しごきスピニング加工機又はその部分品
 - (五) サーボ弁又は推進薬の制御装置に使用することができるポンプ若しくはこれに使用することができる軸受
 - (六) 推進薬又はその原料となる物質
 - (七) (六)に掲げる貨物の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品
 - (八) 連続式若しくはバッチ式の混合機(液体用のものを除く。)又はその部分品
 - (九) ジェットミル若しくは粉末状の金属の製造用の装置又はこれらの部分品
 - (十) 複合材料、繊維、プリプレグ若しくはプリフォームの製造用の装置又はその部分品若しくは附属品
 - (十一) ノズルであって、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの
 - (十二) ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置
 - (十三) アイソスタチックプレス又はその制御装置
 - (十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させるために設計した炉又はその制御装置
 - (十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料であって、次に掲げるもの
 - 1 複合材料又はその成型品
 - 2 人造黒鉛
 - 3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を主たる構成物質とする粉
 - 4 マルエージング鋼
 - 5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼

- (十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であって、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置、心合わせ装置若しくはこれらの部分品
- 1 加速度計
 - 2 ジャイロスコープ
 - 3 1又は2に掲げる貨物を用いた装置
 - 4 航法装置
- (十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれらの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置
- (十八) アピオニクス装置又はその部分品
- (十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
- (二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
- (二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔測定装置、無線遠隔制御装置又は追跡装置
- (二十二) ロケット搭載用の電子計算機
- (二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器
- (二十四) 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置
- (二十四の二) ロケット設計用の電子計算機
- (二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ。)、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置又はこれらの試験装置
- (二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレードーム

五 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (三) 芳香族ポリイミドの製品
- (五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の装置若しくはその部分品若しくは附属品(二の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (六) 金属性磁性材料
- (七) ウランチタン合金又はタングステン合金(二の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (八) 超電導材料
- (十四) セラミックの複合材料であって、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの
- (十六) ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、熱可塑性の共重合体、ポリアリーレンエーテルケトン、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン
- (十八) 有機繊維、炭素繊維、無機繊維若しくは(十六)に掲げる貨物を用いた繊維若しくはこれらを使用したプリプレグ、プリフォーム若しくは成型品又はこれらの製造用の装置若しく

はその部分品若しくは附属品（二、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）

六 次に掲げる貨物（二の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) 軸受又はその部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (二) 数値制御を行うことができる工作機械又はその部分品
- (三) 歯車製造用の工作機械又はその部分品、附属品若しくは制御装置
- (四) アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (六) 測定装置（工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。）であって、次に掲げるもの又はその部分品
 - 1 電子計算機又は数値制御装置によって制御されるもの
 - 2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの
 - 3 表面粗さを測定することができるもの
- (七) ロボットであって、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置
 - 1 実時間で三次元の画像処理又は画像解析をすることができるもの
 - 2 防爆構造のもの
 - 3 放射線による影響を防止するように設計したもの
 - 4 高い高度で使用することができるように設計したもの

七 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) 集積回路（四の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (六) 単二形電池の体積を超える体積を有する一次電池、二次電池又は太陽電池
- (七) 高電圧用コンデンサ（二の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (九) デジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置、計測用の磁気テープ記録装置若しくはデジタル方式のビデオ磁気テープ記録装置を計測用の磁気テープ記録装置として使用するための装置又はこれらの試験用の磁気テープ
- (十六) 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品
- (十七) マスク若しくはレチクル又はこれらの部分品若しくは附属品
- (十八) 半導体基板
- (十九) レジスト

八 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品（四の項の中欄に掲げるものを除く。）であって、経済産業省令で定める仕様のもの

九 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）
- (三) 光ファイバー通信ケーブル若しくは通信用の光ファイバー又はこれらの附属品

- (六) (一)から(三)まで、(五)若しくは(五の二)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置若しくは修理用の装置又はこれらの部分品若しくは附属品
- (七) 暗号装置又はその部分品
- (八) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品
- (九) 削除
- (十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品
- (十一) (七)、(八)又は(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置

一〇 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは船舶用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品(一五の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (二) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置(二及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (三) センサー用の光ファイバー(九の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (四) 高速度の撮影が可能な映画撮影機、機械式のカメラ若しくはストリークカメラ若しくは電子式のカメラ又はこれらの部分品(二及び一二の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (六) 光学部品であって、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの
- (七) 光学器械又は光学部品の制御装置
- (九) 磁力計若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品
- (十一) レーダー又はその部分品(四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)

一二 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) 潜水艇、エアクッション船、水中翼船又は水線面積を小さくすることによって造波抵抗を減少させるように設計した船舶(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (二) 船舶の部分品又は附属装置(一及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (五) 水中用のロボット(二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置

一三 次に掲げる貨物(四の項の中欄に掲げるものを除く。)であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (五) (一)から(三)(注(一)ガスタービンエンジン又はその部分品(二)人工衛星その他の宇宙開発用の飛しょう体又はその部分品(三)ロケット推進装置又はその部分品)まで若しくは一五の項(十)に掲げるものの試験装置、測定装置、検査装置、製造用の装置若しくは工具又はこれらの部分品

一五 次に掲げる貨物であって、経済産業省令で定める仕様のもの

- (一) 無機繊維又は五の項(十六)に掲げる貨物を用いた繊維を使用した成型品
- (二) 電波の吸収材又は導電性高分子(四の項の中欄に掲げるものを除く。)

- (三) 核熱源物質(二の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (四) チャンネルの数が一、〇〇〇を超えるデジタル制御方式の伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品
- (五) 音波を利用した水中探知装置又はその部分品
- (六) 宇宙用に設計した光検出器
- (七) 目標を自動的に識別する機能を有するレーダー若しくは送信するパルス幅が一〇〇ナノ秒以下のレーダー又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (八) 潜水艇であって、単独で航行できるもの(一の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (九) 排水量が一、〇〇〇トン以上の船舶に使用することができる防音装置(一の項の中欄に掲げるものを除く。)
- (十) ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン又はこれらの部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く。)